平成２３年（フ）第２６号
長野県須坂市大字須坂344番地１
破産者　長野光化成株式会社
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
愛知県岡崎市康生通東２丁目１番地
破産者　株式会社梅屋
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
愛媛県西条市樋之口416番地12
破産者　有限会社ピーンズ
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２２２号
三重県亀山市田村町705番地１　ヴァンベール102号室、破産手続開始決定時の住所三重県津市安濃町田端上野548番地
破産者　長谷川一視
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９９号
三重県津市河芸町中瀬255番地９、前住所三重県津市河芸町東千里3058番地37
破産者　山中美和子
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１７号
三重県松阪市小野江町829
破産者　有限会社インパルス
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３０号
三重県松阪市市場庄町581番地
破産者　村田　隆之
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７８１号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目11番６号
破産者　有限会社エフ・ケー北海道
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
北海道室蘭市東町２丁目15番５号
破産者　株式会社生田建設
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
愛知県岡崎市竜泉寺町字後山10番地158
破産者　有限会社清水工務店
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
大分県玖珠郡九重町大字右田727番地の２
破産者　株式会社福井組
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７８２号
新潟県五泉市南本町３丁目３番51号
破産者　今井　康昭
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６６号
静岡県三島市長伏84番地の４　アルブル三島903
破産者　田中由美子
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
兵庫県姫路市宮西町２丁目１番地
破産者　臼杵　恭子
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８３２号
広島県東広島市黒瀬町津江129番地１
破産者　沖　　玉枝
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８５号
福岡市博多区吉塚６丁目６番33号　1002号、破産手続開始決定時の住所福岡県福津市中央２丁目２番10号
破産者　泉　　保幸
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中53番地１ベルビーアドニス105号
破産者　仲野　浩児
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５６号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1142番地７
破産者　深堀貴美子
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
北海道室蘭市輪西町２丁目19番８号
破産者　柴田　健一
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係